

会員どうしの助け合いネットワーク

西区、兵庫区に続き全区で“助け合いの輪”を広げましょう！

介護保険の対象にならないが、会員やその家族の方が健康上の理由でちょっとした支援や手助けがあればと願う時があります。そんな時、会員同士で助け合うシステムが「会員相互扶助制度」です。グループ わ では 3 年前から「相互扶助事業実施要綱」を定め、各区会毎に夫々の実情に合った「相互扶助のネットワークづくり」に取り組んでおります。先陣をきって西区会と兵庫区会が既にこの「会員相互扶助制度」をスタートさせました。

1. 制度実施に向けたこれまでの動き

H.16 年 7 月 会員相互扶助制度検討委員会発足

- 。「グループ わ は『再び学んで他のために』をモットーにボランティア活動を実践しているが、仲間が手助けを求めているなら他に助けを求める前に仲間同士で助け合うべきではないか」という声が以前から高まっていました。そんな折、第 5、第 6、第 7 回学園祭実行委員会からも「グループ わ 会員の相互扶助のために活用して欲しい。」と資金信託の申出があって、検討委員会が組織されました。

H.16 年 10 月 検討委員会で会員に「相互扶助制度」についてアンケート実施

- 。当制度で求めたい支援内容はなにか。 支援は有料、無料いずれがいいか（有料の場合いくら位か） 求められれば支援活動に参加できるか否かについて会員にアンケートを実施しました。182 名から回答が集まりましたが、求めたい支援内容として 1. 買物代行、買物介助 2. 庭の手入れ、草引き、旅行時の水遣り 3. 病院への付添介助、投薬の受領 4. 炊事、洗濯、掃除 5. 散歩、外出介助が上位 5 つでした。支援料については、有料としてもいいが 500 円以下が圧倒的多数でした。支援活動参加の可否については「協力できる」が回答者の 63% 程度にとどまりました。

H.17 年 2 月 H17 年度から制度具体化の取り組みが運営委員会で決定

- 。アンケート結果に基づき検討委員会が「相互扶助事業実施システムの構想」を纏め運営委員会に提案。H.17 年度から具体化する方針が了承されました。

H.17 年 5 月 第 2 回定期総会で当制度の検討経過が報告され、H17 年度計画に具体化への

取り組みが盛り込まれました承されました。

H.18年5月 第3回定期総会においてもH.18年度計画に具体化の継続取り組みを掲げ了承されました。

H.18年9月 西区会がトップをきって会員相互扶助制度を実施。

H.18年12月 兵庫区会が次いで会員相互扶助制度を実施。

H.19年5月 第4回定期総会でもH.19年度計画に継続取り組みが掲げられ了承されました。

2. 会員相互扶助制度の概要

◦この制度への取り組み（助け合いのネットワークづくり）には各区会毎に、それぞれの地区の実情に合ったやり方と各区会会員のコンセンサスが求められます。しかし各区バラバラ、思い思いの制度とならないよう「相互扶助事業実施要綱」（H.17年10月検討委員会で制定）を定め、これに基づき具体化することになっています。

◦この「実施要綱」に基づき本部と共同して制度を発足させた西区会の「会員相互扶助制度の概要」を参考までに次頁に掲載していますので参照ください。

3. これからの“助け合いのネットワーク”づくりについて

◦会員相互扶助制度の是非論を問うと、殆どの方が理想的には賛成です。しかし、実際に支援活動に参加するとなると協力できる方はかなり減り（H.17年度のアンケートでは60%程度）また困った時仲間に支援を求める方もそんなに多くはないかも知れません。

◦これから会員の高齢化は確実に進みます。日常生活面でSOSを発する方は今後ますます増大するでしょう。この制度に対するニーズはいずれの地区でも確実に、等しく増大するに違いありません。力を合わせ相互扶助の輪を全区に広げていきたいものです。

◦本部としても「相互扶助制度推進班(仮称)」を編成して各区会の相互扶助制度推進を全面的にサポートしていく方針です。制度推進について、質問、要望、アドバイス等がありましたら遠慮なく下記の者にご連絡ください。

本部相互扶助制度推進班(仮称)

チーフ 加藤 勇治（美工・10）

東灘区、須磨区	担当	増金 スミ子（福祉・11）
北区、灘区	担当	藤田 勝（福祉・11）
中央区、兵庫区、長田区	担当	長谷川 洸士（国際・11）
西区、垂水区	担当	米倉 和子（生環・11）

以上